## 平成26年度第2回地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会 会議録

日 時: 平成26年6月9日(月)13時~14時30分

場 所: 京都ガーデンパレス 2 階祇園の間 出席者: <評価委員会委員(敬称略,順不同)>

山谷 清志 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授

伊藤 美通彦 公認会計士

今西 美津恵 京都府看護協会会長

久野 成人 京都私立病院協会副会長

北川 靖 京都府医師会副会長

南 惠美子 京都府国民年金基金理事長

## <京都市>

保健福祉局保健医療・介護担当局長 西田 哲郎 保健福祉局保健衛生推進室長 石田 信幸 保健福祉局保健衛生推進室医務審査課長 柴田 義隆

# <地方独立行政法人京都市立病院機構>

理事長(京都市立病院長) 内藤 和世 理事(京都市立病院副院長) 森本 泰介 理事(京都市立病院副院長兼京都市立病院看護部長) 桑原 安江 理事(経営企画局長兼京都市立病院事務局長) 大森 憲 経営企画局次長 山本 一宏 京都市立病院事務局担当部長 長谷川 和昭 経営企画局経営企画課長 和田 幸司 経営企画局経営企画課担当課長 竹内 俊雄 京都市立病院整備運営課長 久保 浩志 大島 伸二 京都市立病院医事課長 京都市立病院地域医療連携室長 椹木 徳子 北川 正雄 京都市立京北病院事務長

次 第:1 開会

2 議題

中期目標の策定について

3 閉会

#### 議事要旨:

#### 【1 開会】

・ 定足数について確認を行った。

## 【2 議題】

委員長: それでは定刻となりましたので、只今から平成26年度第二回地方独立行政法人京都 市立病院機構評価委員会を開催致します。それでは早速審議に移りたいと思います。本 日の議題は前回からの審議と続きとなります。次期中期目標の策定についてでございま す。事務局から本日の審議の進め方についてご説明お願い致します。

事務局: 前回骨子案という形で委員の先生方に案をお示しさせていただきました。今回はその 骨子案に肉付けをしたものを、先生方のお手元に配布をさせて頂いております。進め方 としましては前文から次の第一から第七まで順次事務局の方で読み上げをさせていただ きますので、それぞれ一つずつにつきまして、内容のご確認をして頂くという形で進め させていただきたいと考えております。本日は1時から2時半まで1時間半という限ら れた時間でございますので、出来るだけ円滑な効率的な進行に努めて参りたいと思いま すので何卒宜しくお願い致します。まず、読み上げに入る前に冒頭に改めて中期目標の 主旨について事務局から簡単にご説明をさせていただきたいと思います。中期目標とい いますのは、あくまでも大きな方針、方向性を定めるものでございます。従いまして、 目標の書きぶりとしてはどうしても一般的、抽象的、理念的なものにならざるを得ず、 取り組み内容の具体性や特定性に欠けると感じられる場合があるかもしれません。そう した具体的な取り組み内容等につきましてはこの中期目標の策定後、中期目標の内容を 前提として, 病院機構側で本格的に中期計画の策定作業に取り組んで参りますけれども, この中期計画の中で具体的な数値目標等も含めまして、具体的な取組内容を明らかにし て参りますし、当然にこの評価委員会の場で、委員の皆様方に改めてご議論を頂くこと になります。中期目標の段階では、一般的抽象的理念的な内容のものとならざるを得ず、 目標自体や、またその目標を実現するための手段取組内容について一定の幅が想定され る場合もあろうかと思います。そのような場合に、目標の段階で例えば数値でがちがち に目標を限定し、縛ってしまうことや、目標を実現するための取り組み内容を特定のも のに限定し、縛ってしまうことは、病院機構側の自主的合理的な判断、また裁量を必要 以上に制限してしまうことにもなり、場合によっては独法化の主旨に反することに繋が りかねないとも考えられます。中期目標ではあくまでも大きな方針,方向性を定めるこ ととしまして、中期計画の段階で一定の幅のある目標数値の中で、どの数値を選択する のか、あるいは目標実現の為の取組内容として複数の手段、選択肢が考えられる中で、 どの手段選択肢を選択するのかにつきましては病院機構側の合理的な判断、即ち実現可 能性や費用対効果といった事情を総合的に考慮した上での合理的な判断に委ねることが 独法化の主旨に適合し妥当であると考えております。以上申しました,中期目標の主旨, また中期目標と中期計画の関係をご了解いただきまして,今回の中期目標の議論におき

ましては大きな方針方向性としてなにか根本的に重要な大きな事項が欠落していないか、 等の大局的な観点からご議論頂ければと考えております。何卒よろしくお願い申し上げ ます。

事務局: それでは、前文から順次読み上げをさせていただきます。まず前文<第2期中期目標 の視点>1 第一期中期目標期間の総括(1)京都市立病院,(以下「市立病院」という。) 及び京都市立京北病院、(以下「京北病院」という。)は、迅速な意思決定による自律的 かつ弾力的な経営を行い、医療を取り巻く環境に迅速かつ柔軟に対応していくため、平 成23年4月に地方独立行政法人化された。(2) これにより、地方独立行政法人、京都 市立病院機構、以下「機構」というは、医師・看護師等の人材確保や高度な医療の提供 に必要とされる設備機器の導入等を積極的に行うなど、人事や財務運営の面において、 迅速性・柔軟性・効率性を高め、独法化の効果をいかすことで市民の命と健康を守る自 治体病院としての使命を果たせるよう取り組んできた。(3)第1期中期目標期間では, 市立病院は、政策医療の拠点として、また、がん診療や救急医療を中心とした高度な急 性期医療を提供する中核病院としての機能の充実を図るため、大規模な整備事業に取り 組んだ。平成25年3月には新館を開設し、ヘリポートの設置による高度救急医療機能 の充実、手術・集中治療・周産期医療の各部門の拡充を図るとともに、新たに緩和ケア 病床を整備した。また、本館改修により、脳卒中センターの開設、血液浄化センターの 拡充、地域医療連携機能の充実等を図った。さらに、自治体病院としての機能の充実を 図るため、平成27年3月の完成を目指し、救急災害医療支援センター(仮称)、24時 間保育や幼児、病児保育が可能な院内保育所、庭園等整備に取り組んでいる所である。 (4) 京北病院は超高齢化,人口減少が進む京北地域において,地域に根差した医療機 関としての役割を担い、また、介護老人保健施設の開設や通所リハビリテーション事業 の開始等、介護保険事業に参入することにより、地域包括ケアの拠点としての取り組み を進めてきた。2,医療を取り巻く情勢。(1)国においては、超高齢化社会における医 療と介護の一体的な改革が押し進められ,2025年(平成37年)を見据えた病床の 機能分化と連携、地域包括ケアシステムの構築体制の整備が加速度的に進められること となった。(2) 京都市においても、高齢化が急速に進行し、京北地域においては高齢化 に加え、人口減少が進む。また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の急増、地域社会・ 家族関係の変化や、価値観・ニーズの多様化など、市民を取り巻く環境が急激に変化し つつある。これらの情勢の変化に即した医療や介護の提供と取り組みを進めていく必要 がある。3 第2期中期目標の策定と方針。(1) このような中,将来を見据えて機構が 担う役割を果たすべく、機構は新たな理念を掲げた。この理念の下、第1期中期目標期 間に積み重ねた成果をいかし、市民のいのちと健康を支える最後の砦となる自治体病院 として,必要な医療が提供されるよう,第2期中期目標を定める。(京都市立病院機構理 念)京都市立病院機構は○市民のいのちと健康を守ります。○患者中心の最適な医療を 提供します。○地域と一体となって健康長寿のまちづくりに貢献します。(2)市立病院 においては、第1期中期目標期間で整えた医療機能をいかし、救急医療、高度医療、感 染症医療,災害対策等の政策医療を中心に,地域の中核となる基幹的医療機関としての

役割を果たすとともに、在宅医療を担う地域の医療機関等と連携する。(3) 京北病院においては、高度医療を提供する市立病院との一体的運営の下に、在宅医療機能を発揮するなど、引き続き、地域に根差した医療機関としての役割を果たすとともに、京北病院の機能強化の検討を行う。(4) 機構の経営面においては、第1期中期目標期間中に達成した市立病院における着実な収益の向上と京北病院における単年度黒字化の実績を基に、引き続き経営基盤の確立に取り組む。まず前文の所で御確認のほどお願いいたします。

委員長: それでは今読み上げていただきました前文の所につきまして何か御質問御意見ございましたら,どうぞ御自由に発言お願いします。どうぞ。

B委員: 2ページ中枠のところに、最初両括弧としてこの市立病院理念と書いて、京都市立病院機構は、とありますよね。理念をもし掲げられるとしたらこういう書き方でもない訳です。なんか括弧でくくられているのに少し違和感があるんですが。

事務局: 前回お示しした案の段階では文章の中にこの理念が盛り込まれておりましたが、機構としましても今回この理念を定めたということを非常に重要な意義があるという風に考えておりますので、こういう形でちょっと対外的にも強調していきたいということで、ちょっと外に出して分かりやすく、表現をさせていただいているというところでございます。

B委員: わかりました。そうですね。理念は、大切ですし、強調されて、この上の四角の中に 両括弧が入っているから、強烈に訴えるものじゃないような感じがしたので、ちょっと そういう感想だけで言ったものとおさえていただければ。

委員長: 制度上はこの中期目標というのは市長が病院側に提出するものなんですね。多分その市長のお考えみたいなものがあって、それを受けられて病院側はこういう理念を作られて出されているという。ですからちょっと主語が違うという風に理解いただければそのなんとなくこう、直截的な感じじゃないところが微妙な所ですが。ですから今回のこの目標は、京都市長が京都市会の賛成を得て、それで独立行政法人サイドに提示して、独立行政法人が計画を作るという、そういう仕組みになっておりますので。直接話法では書けないとこういう感じなんです。

B委員: 分かりました。分かりやすく、誰が見ても分かるような感じで話して貰ったらいいか なと思いました。

委員長: はい,わかりました。

C委員: 2ページの3(2)ですね,在宅医療を担う地域の医療機関等との連携と言われてますが,在宅医療を重視され在宅医療のバックアップというような意味だと思うのですが,地域の医療機関との連携という中で,ここであえて在宅医療を担うと書き込むというのは,丁寧というか在宅医療も含めて色んな医療をやっていますので,あえてここに挙げられたというのは,その在宅医療支援ということをすごく打ち出されたという意味でこういう書きぶりになっているのか,それとも在宅医療を担わない医療機関連携はちょっと薄まるというのか,逆に言ったらそういう見方も出来ますのでちょっと狭めてしまっているような気がするのですが,ここはそういう意味合いとしてはどうなんでしょうか。

事務局: 決してその在宅医療を担わない,医療機関と連携しないとかそういうネガティブなことではなくて,国の診療報酬の基準とかも見てみますとやはり国としても在宅医療を推

し進めるような形で進めようとしておりますし、今後増々この在宅医療が担う役割非常 に大きくなってきますので、そういう意味で強調させていただいているということでご ざいます。

C委員: それなら在宅医療の後方,在宅医療をやっている色んな地域医療機関の後方支援というような連携というような意味ですね。わかりました。

委員長: 今のC委員のご意見を踏まえて,在宅医療等というようにしていただければ,その他 にもあるということで入れていただければいいのかなと思います。

事務局: はい、分かりました。等を入れさせていただきます。

委員長: 他にありませんか。もし今すぐ出て来られないのであれば、また今日お時間後でも取りますので、その時にでも御意見いただければと思います。では前文は一度これで。

事務局: はい,ありがとうございます。それでは以下進めさせていただきます。まず,第1に 中期目標の期間,目標の期間は平成27年4月1日から平成31年3月31日の4年間 とする,でございます。

委員長: これは期間でございますのでよろしゅうございますでしょうか。では第2。

事務局: はい,第2,京都市立病院機構が果たす役割に関する事項。1 市立病院が担う役割。政策医療の拠点として,また,高度な急性期医療を提供する地域の中核病院としての役割を適切に担い,地域における医療施設等との役割分担,連携・協力体制の構築を図ること。2 京北病院が担う役割。京北地域における唯一の病院として,診療体制の確保に努め,救急医療をはじめ,回復期や慢性期,在宅医療までを含めた地域に根差した医療提供を行うこと。また,法人の一体的運営の下,地域包括ケアの拠点として地域の住民の健康を支えていくこと。3 地域の医療・保健・福祉との連携の推進(1)市立病院は,地域のかかりつけ医に対し,適切に情報を提供することにより,信頼感を高め,地域のかかりつけ医からの紹介患者を中心とした診療体制を推進すること。回復期や慢性期となった患者についてはかかりつけ医等への逆紹介,地域連携クリティカルパスの適用拡大,定員及び退院の調整,在宅ケアの支援等積極的に行い,患者を中心とした地域包括ケアシステムの円滑な運用に貢献すること。(2)京北病院は、地域のニーズを的確に把握し,入院,在宅,介護サービスまで幅広く提供することができる病院としての役割を果たすとともに、地域における医療・保健・福祉サービスのネットワークの構築に寄与すること。

委員長: はい,ありがとうございました。今の第2の事項についてご質問ございますでしょう か。はい,どうぞ。

D委員: ちょっとこれ教えていただきたいんですけれども、この3ページの両括弧2なんですけれども、この1行目に地域ニーズを的確に把握し、入院在宅介護サービスまでと、ここの文章にはこう書いてあるのですが、地域における医療保健福祉サービスのネットワークの構築に寄与するという、これ福祉という言葉が出てくるのですが、京北病院が老健施設とかをやられたということですが、福祉関係っていうのは何か事業としては今後もやっていこうということがここに表れているのでしょうか。

事務局: 京北病院自身がやるということもまず可能性としてはあるかと思いますけれども,サービスのネットワークですので,他のその福祉サービス機関とまた厳密な連携を図りな

がら,一体のものとして機能していくような,そういうこともここでは想定しているという風にお考えいただければと思います。

委員長: 直接的にはしないんだけれども、間接的あるいはその他の所で色々福祉的なことも関わっていくと、こういうことですね。

事務局: そうですね,他のそういう福祉サービス提供されているそういう機関,事業者とのやっぱり緊密な連携というのも当然必要に重要になってくると思いますので,そういうことも心がけていきたいということだと。

委員長: よろしいですか。ありがとうございます。他にございますか、はい。

C委員: 京北病院の担う役割の中で回復期慢性期在宅医療までを含めた地域に根差した病院, これはいわゆる老健を含めてそういうことなのか,ここは回復期慢性期などを病院のみ でというか,されるのか。老健を含めた意味合いでこの回復期慢性期という言葉が載っ て,この京北病院というのを指すのは、老健を含めていると考えてよろしいのでしょう か。

事務局: はい。そういう風に理解しております。

委員長: それではよろしいでしょうか。はい、では第3の項目をお願いいたします。

事務局: はい,第3,市民に対して提供するサービスに関する事項 1 市立病院が提供する サービス(1)感染症医療 既存の感染症のみならず、新たな感染症についても、感染 症指定医療機関として先導的かつ中核的な役割を果たすこと。(2)大規模災害,事故対 策 地域災害拠点病院として、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資 源を整備し、役割を果たすこと。また、救急災害医療支援センター仮称を整備し、消防 局等の救急防災に関する機関との連携を強化すること。(3)救急医療 ア 関係医療機 関等との連携及び役割分担を踏まえ、入院医療を必要とする重症患者を中心により多く の救急搬送を受け入れ、質の高い救急医療の提供を行うこと。イ 施設面及び医師等の 人的資源を確保し,三次救急医療を担う救命救急センターの役割を果たすべく体制を整 備すること。ウ 小児救急病院については、初期救急医療を担う急病診療所や二次救急 医療を担う他の病院群輪番制病院との適切な役割分担の下、入院を必要とする小児を積 極的に受け入れること。(4) 周産期医療 周産期医療2次病院としてハイリスク分娩, 母体搬送及び新生児搬送の受入れに対応するため、NICU(新生児集中治療室)等の 適切な運用を図ること。(5) 高度専門医療 ア 地域医療支援病院 地域のかかりつけ 医等との適切な役割分担の下、高度な急性期医療を担うこと。また、地域の医療機関を 積極的に支援することにより、地域医療支援病院として地域の医療水準の向上に寄与す ること。イ 地域がん診療連携拠点病院等との連携を基に、外科的手術、放射線治療、 化学療法などの集学的治療、成人・小児血液がんに対する造血幹細胞移植、緩和ケアの 充実等幅広いがん治療の提供体制を確保すること。また、乳がん検診等、京都市のがん 予防の取り組みに必要な協力を行うこと。ウ 生活習慣病への対応 (ア)心臓・血管 病センター及び脳卒中センターの機能発揮 心疾患や脳血管疾患に関連する既存の診療 から有機的に連携して,迅速かつ高度なチーム医療を提供すること。(イ)糖尿病医療 食 事・運動療法、薬物療法により、網膜、腎臓等の合併症を予防し、生活の質を低下させ ないための糖尿病治療に取り組むこと。エ 適切なリハビリテーションの実施。適切な

急性期リハビリテーションを行うとともに,転院後の効果的な回復期リハビリテーショ ンへの引継ぎや早期の社会復帰につなげるように努めること。(6)多様なニーズへの対 応 ア 専門外来 医療の進歩や市民ニーズの変化に応じた専門外来を開設するなど的 確な対応を図ること。イ 認知症対応力の向上 大きな社会問題になっている認知症に ついて、その対応力を向上させることで、社会的要請に応えていくこと。(7)健康・長 寿のまちづくりへの貢献 ア 健診センター事業として人間ドック及び特定保健指導を 積極的に行うこと。イー健康教室の開催、患者会の支援等による市民への啓発の取り組 みを進めること。2 京北病院が提供するサービス (1)市立病院と京北病院の一体 運営 ア 総合情報システムの共通化 市立病院と電子カルテを含めた総合情報システ ムを共通化することにより、医療の質や患者サービスの向上を図ること。イ 人事交流 の更なる推進 市立病院との人事交流を推進することにより、診療体制を強固なものと し、また、双方の病院の長所を取り入れ、よりよい患者サービスの提供に努めること。 (2) 京北病院の機能強化の検討 在宅療養支援病院としての役割を果たすべく体制を 整備すること。また、地域のニーズに応じ、地域包括ケアの拠点病院として、京北病院 の機能強化について検討すること。(3) へき地医療 ア 京北地域における人口の動向 や高齢化の進展などによる疾病構造や地域の医療ニーズの変化を踏まえた適切な入院・ 外来診療体制を確保し、総合診療専門医の確保及び育成を目指すこと。イ 京北病院へ のアクセスの確保に取り組むとともに、訪問診療、訪問看護など、在宅医療・介護サー ビスの提供を適切に行うこと。(4) 救急医療 京北地域における唯一の救急告示病院と して、救急医療を提供する役割を的確に果たすこと。また、高度な医療を要する患者に ついては、市立病院をはじめとする市内中心部の急性期医療機関と連携し、これらの医 療機関に転送すること。(5)介護サービスの提供 介護老人保健施設を中心とし、出来 る限り住み慣れた地域や住まいで自立した生活が送れるよう支援していく施設介護サー ビス及び居宅介護サービスを提供すること。

- 委員長: はい,ありがとうございます。それでは只今の項目に関しまして,御質問御意見ございますでしょうか。若干具体的な話に入って参りましたので色々ご意見あると思いますが。
- A委員: (7)の健康長寿のまちづくりへの貢献っていう所ですけれども,前回の項目列挙の所で,多分ここ(8)の疾病予防の取組っていうのがあったのが,こういう風な書きぶりになってるような感じだと思うんですけれども,疾病予防っていう,これは素人的な感覚ですけれども,長寿に限らないんじゃないかなと。要するに子供さんとか,そういう所も含めた疾病予防の取り組みかなという風に捉えていたんですけれども,そのあたりってどういう風な考えなのかなっていうのをちょっとお聞きしたいです。
- 委員長: 今の御質問をその通りに受け取ると、やはり高齢化社会の問題そちらに重点を置くかなということを宣言されているような次第ですね。どう思いますか?
- 事務局: そうですね。今委員長おっしゃっていただいたように、京都市の政策としても長寿健やかプランでありますとか、そういう重要な政策とし、位置づけて取り組んでいるということもありますので、少しポイントを絞るような形にはなりますけれども、こういう形で強調させていただいております。当然A委員がおっしゃたように、それ以外の子供

とか対象にした色んな取組も合わせて当然勿論やっていきますけれども、ちょっと目標の段階ではこういた形で強調させていただいております。また、ここで漏れている分につきましては、計画の段階、また、来年度以降各年度の計画策定の段階でそういうことを補っていくような形で書き込んでいきたいという風に考えております。

委員長: もう少し広げるという意味でA委員の御質問をいかすとすれば、(7)健康・長寿というべきで、入れるともう少し広がる可能性があります。ちょっと御検討を。

事務局: なるほど。はい、わかりました。

委員長: 憲法の前文をいじっているような作業になって参りましたのでなるべく広めにとって 頂くと面白いものになると思います。はい。

C委員: 3ページの第3の(2), 救急災害医療支援センター(仮称)と、これから取り組んでいくにあたって、救急災害ということで、両方の機能を考えておられるということなんですが、この救急支援というと、救命救急センターという支援の意味合いとセンターという所の兼ね合いで今の所どういう構成、どのように考えておられるのか、あくまで支援をするという意味での支援センター、そして実働される救命救急センター。救命救急での三次救急になりますと、支援という意味がかなり出てくると思うのですが、どういう風に考えておられるのか教えていただきたいと思います。

事務局: このセンター自身の整備は今行っておりまして、今年度中に完了する予定でございます。中身のどういう運営をしていくのか、どういった機能を果たすのか、その具体的な詳細につきましては、ここにも書いてございますとおり、根幹は消防局をはじめ、関係機関と詳細に議論して詰めていくことになろうかと思いますので、そこら辺の詳細につきましては、今後の基本計画、また来年度以降の各年度の計画の中で明らかになっていくものと考えますし、またその内容につきましては京都市の地域防災計画等にもきちんと反映をさせていく必要があると思っております。

C委員: そのセンターの所が(2)の所に出てくるんですが、救急医療にまで関係していると 思うので、(3)の所にも関係しているということですか?

事務局: そうですね、もちろんそうです。

C委員: 3には救命救急センターって言葉が出てくるので。今後明らかになっていくということで理解しておきます。

事務局: はい、すみません。よろしくお願いします。

C委員: ここに書いてあるように関係に関する連携を強化して考えていかれると思うので、そこはじっくりお願いしたいと。

事務局: はい。わかりました。

C委員: それとですね、多様なニーズへの対応という所で、専門外来と特に認知症ということを挙げて頂いているのですが、認知症もそうなんですけれども、その市民ニーズの変化という言葉がありますが、すごい大きな幅の広い言葉でありますので、先ほどおっしゃっていた主旨ではこうして書いておいたほうが色んな機能が出来るということでいいと思うのですが、具体的にはいわゆるその専門外来というどちらかと言えば高度、あるいは超専門性を極めた領域という風に考えられるのですが、高齢社会においては市民ニーズの変化という所にその高度な医療では無いけれども、例えば嚥下(えんげ)とかそう

いう問題もここにはそういうニーズをとらまえて専門外来を開設するというような意味 合いでこういう書きぶりをされているということで理解させてもらってよろしいでしょ うか。

事務局: はい、今先生おっしゃったとおりだと思っております。今、現在の専門外来としましては、その女性総合外来、男性専門外来、緩和ケア外来、色々ございますけれども、必ずしも非常に高度な専門的な治療ばかり対象にしているものではなく、日常生活の中でのそういう色んな相談事も含めましてそういう外来をやっているところでございますので、そういったニーズをきちんと応えていきたいということでございます。

委員長: それは具体的には計画が出ていた時に明らかになるということですね。

事務局: そうですね,この詳細につきましては、やはり今後の計画の中でということになろうかと思います。

C委員: もう一遍宜しいですか。次のそこの下の2番の(2)の京北病院の話なんですが、ここ今、具体的に在宅医療支援病院という言葉が出ております。これも診療報酬の定義上は、いわゆる診療報酬を得る為のそういう機能の病院ということで位置づけられているのが、ここに明確にそういう言葉を出されたということは、ここは在宅療養を支援する病院じゃなくて、在宅療養支援病院というそっちを目指すと。本当に診療報酬上点数の算定出来るような部分をその診療報酬だけじゃないですけれども、より強化されるという意味合いで捉えてよろしいでしょうか?

事務局: はい,今,先生がおっしゃったように,その一般的な意味合いで在宅療養の支援病院というのではなくて,まさしく365日24時間往診体制を確保するといういくつか厳しい基準要件ございますけれども,そういったものをクリアして,所謂その診療報酬上の在宅医療支援病院の体制を確保すべくめざしていきたいということでございます。

委員長: よろしゅうございますか。はい。他にございますでしょうか。はい,それではこの項目,またもし何かございましたら,この議会中におっしゃっていただければと思います。 次に第4お願いします。

事務局: 第4 市民に対する安心安全で質の高い医療を提供するための取り組みに関する事項 1 チーム医療、多職種連携の推進 必要な医療専門職を確保するとともに、各医療専門職が最大限の専門性を発揮し、迅速かつ高度なチーム医療を推進すること。2 安全で安心できる医療の提供に関すること(1)医療安全にかかる組織やマニュアルを不断に見直し、職員に対して効果的な教育を実施することにより医療安全体制を強化すること。(2)問題症例の検討や院内事故調査委員会の機能強化を図り、事故の再発防止に取り組むこと。3 医療の質、サービスの質の向上に関する事項(1)医療の質の向上に関すること ア 評価指標の活用や第三者機関の評価を受けることにより、医療の質の向上に努めること。イ 高度かつ標準的な医療を提供することができるよう、医療専門職の知識・技術の向上を図り、必要となる機器及び設備の計画的な充実に努めること。(2)患者サービスの向上に関すること ア 患者満足度を客観的に把握したうえで、継続的な改善策を講じ、患者サービスの向上を図ること。イ 市民ボランティアと職員の共同の積極的な推進や、市民モニターの活用を通じて、市民目線でのサービスの向上に努めること。4 適切な患者負担の設定 誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療

を受けることができるよう、適切な料金を定めること。

委員長: はい,ありがとうございます。この第4の項目に関しまして,御意見御要望その他ご ざいますでしょうか。

A委員: 3の(1)の医療の質の向上に関することのアの部分なんですけれども、これも前回の項目列挙の所では、患者の視点、患者の利益の優先という比較的強いメッセージの項目だったんですけれども、それが今回アの所になると、多少メッセージ色としては弱い感じを受けまして、評価指標の活用、第三者機関の評価を受けることにより医療の質の向上に努めることであれば抽象的なんですけれども、前回のメッセージは比較的強く感じまして、患者の視点、患者の利益を優先するような医療の質の向上に努めるんだよ、とそういうような感じで、具体的な手段として評価指標の活用とか第三者機関の評価っていうのはいいんですけど、ちょっとメッセージ性としては弱くなったような、そういうような印象を受けたんですけどそのあたりってどうでしょうか。

委員長: 専門家の方々の評価機構があってそこでかなり明確に患者の利益とか謳われてるはず ですよね。

事務局: そうですね,客観的なその評価指標あるいはその病院の第三者機関の評価の中で当然にその患者の視点,患者利益こういったものも評価項目として掲げられているはずだと思いますので,当然その中でそういった前回挙げておった視点というのもきちんとそこで評価をされるという風に考えております。

委員長: 我々も大学評価っていうのがございまして、やはり学生の視点とか書いてあるんですね。ですから大学時代はそこまで言う必要は無いんじゃないかっていう議論もある訳ですけれども、そういうのに近いのかなとも感じました。

A委員: なるほど、分かりました。

D委員: 5ページの、4ですけれども、適切な患者負担の設定ということで、ここに書いてある文章ですけど、一般的にこの医療費っていうのはこれ国によって決められているっていう所がございますので、これ適切な料金を定めるって書いてあるんですけど、それちょっと意味が分かりにくいっていうことと、多分これ先進医療みたいなものの金額をどう定めるかということでしょうか?ちょっとその辺を教えていただきたいんですけれども、ちょっとこの文章が気になります。

事務局: そうですね,先進医療の話も当然入ってくるかと思いますし,またその計画の中でその点明らかにさせていただきたいと思いますし,差額ベッド請求するに当たってもきちんとその患者さんに対して説明責任を果たした上でその分徴収するとか,そういったことも含めて適切な料金ということになろうかと思いますので。

D委員: ちょっとこれを読むと差額ベッドとかそういうのは勿論どこの病院でもあるべきことで,誰もが公平な負担で必要かつ重厚な医療を受けることができるようっていう,そういう文章が医療機関として違和感があるようにも思いますので,ちょっと御検討を。

事務局: 分かりました,はい。

委員長; 今の御質問に関連するんですけれども、その全く正反対の話で、健康保険を全く半年 ぐらい払ってない方への対応、といった意味でしょうか。

事務局: そういった問題に関しては別の話になるかと思います。

委員長: ややこしい話で申し訳ないです。そういう意味でこの文言というか結構広い意味でそっちの方の入ってるのかなと私は思ってですね、読ませていただいたんですけれども。 多分色んな市民の方々いらっしゃるので。外国から旅行に来られて京都で病気やインフルエンザになって担ぎ込まれるとか、そのようなことも話に入るのかなという風に思って読んでたんですがいかがでしょうか。この点がちょっとまた後で御相談ということで。

事務局: はい。わかりました。

委員長: 多分ですね、やり方としてはこのままの文言でいって、計画を作っていただく段階でもう少し詳しめにお書きいただくか、あるいは逆にここを少しいじりましてですね、もっとメッセージなり意図を明確化する、両方あるかと思います。そこの辺りの御相談ということでよろしゅうございますか。

D委員: はい。

委員長: そういうことで処理させていただくということで。

事務局: はい,分かりました。

委員長: その他ございますでしょうか。それではこの辺に関しましてはまた何かあれば後ほど お願いいたします。では次第5に参ります。

事務局: はい,第5 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 迅速性・柔軟性・効率性 の高い運営管理体制の充実(1)迅速かつ的確な組織運営 地方独立行政法人の利点を いかして、理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定と組織的な業務運営を図るこ と。(2)情報通信技術の活用 電子カルテや医事会計システム等を含めた総合情報シス テムの更新により、効率的かつ効果的な運用に努めること。2 優秀な人材の確保・育 成に関する事項(1)医療専門職の確保 医療機能を十分に発揮できるよう,必要な医 療専門職を確保すること。(2)人材育成・人事評価 ア 人材育成 医療に関する倫理 観と専門知識・技術を持った職員の計画的な育成に努めること。イ 人事評価 職員の 意欲及び主体性の向上並びに組織の更なる活性化のため、職員の能力、勤務実績を適正 に評価する人事評価システムの適切な運用を図ること。(3)職員満足度の向上 職員の ワークライフバランスを確保するとともに、職員が誇りや働きがいを持って職責を果た すことができるよう、職員の働きやすい環境を整備すること。3 給与制度の構築 職 員の勤務成績や法人の業務実績等に応じた給与制度を構築するとともに、職員給与は、 常に社会情勢に適合したものとすること。4 コンプライアンスの確保 研修の実施等 により職員のコンプライアンスに対する意識を向上させるとともに、情報公開の徹底や、 法人内外からのチェック等によりコンプライアンスの確保を図ること。5 個人情報の 保護 職員に個人情報を保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底させること。 6 戦略的な広報と分かりやすい情報の提供(1)医療サービスや法人の運営状況につ いて市民の理解を深められるよう、目的や対象に応じた適切な内容や媒体による戦略的 な広報を行うこと。(2)医療の質や経営に関する指標について,正確で分かりやすい情 報を提供すること。

委員長: はい,ありがとうございます。それではこの第5の項目に関しまして御質問御意見ご ざいますでしょうか。

A委員: ちょっと細かい言葉じりなんですけれども,3の給与制度構築の所なんですが,職員

の勤務成績ってあるんですけれども,ここ例えば人事評価っていう風に変えることはどうでしょうかっていう御提案なんですけれども。

事務局: はい,もともと給与制度の構築はその上の方にございます人事評価とも当然密接に絡んでくる話でございますので,そういう人事評価,評価結果も踏まえた上での,人事評価結果を給与にきちんと反映させると。そういった新しい制度を構築していくという主旨でございますので,この勤務成績というのを人事評価に変えること,特に支障無いかと思っております。

A委員: せっかく人事評価制度を構築させるので、そこはすごく連動しているんだよっていう ことが分かりやすい方がいいのかなっていう風に思いまして、そのような提案をさせて いただきました。

委員長: この場合の職員っていう方々は、ドクターやナースも入れてよろしいのでしょうか。

事務局: そうですね,はい。

委員長: 一般の事務職の方も。

事務局: はい。

委員長: そうすると人事評価って言ってしまうと、いわゆるあの経営学の世界の評価でしょうか。多分例えば京都市役所でも一般行政職員人事評価のようなものを考えておられると思うんですけれども、そういう評価と専門職のドクターとかナースとかの方々の評価のやり方とは恐らく違うはずなので、一緒にしてよろしいかっていうのはちょっと私疑問を持ったんですが。

事務局: 当然その人事評価の細部は、やはり一般の事務職とそういう専門職とは当然やり方は変わってくるかとは思いますけれども、相対を見た時に、人事評価というその制度相対で見た時には両方とも包含するような形で捉えることになろうかと思いますし、その結果を給与にきちんと反映させていくと、そういう点はあまり変わらないのではないかと思います。

委員長: じゃあ専門用語としての人事評価にこだわらないで一般的な広い意味での評価という ことで読んで頂いて、具体の目標の段階でそれをきっちりドクターに関してはナースに 関しては当てはめていただくということで。

事務局: そうですね。また今後の計画段階でその人事評価,今後新しく構築しようとするその 制度の詳細と言いますか,それはまた明らかになっていくことと思いますので。はい。

委員長: はい、分かりました。

A委員: 人材育成というところで、医療、本当に当直多いですので、一般職員の方とか先ほど質問した中で京北病院の方には介護もあるということで、そういう人達へのそういう人材育成というのも必要ではないかなと思うんです。その医療という言葉がメインなんで、後々の中でそういう部分も入ってくるとは思うのですが、広がっていく中で、それだけで十分なのかというのはちょっと気になったんですけども。これは主が医療ということでこういう書きぶりになっているかとは思うのですが、どうでしょうか。その京北の介護の人達のことも考えたときにはこれでいいのかどうか、人材育成の中にはそういった人材も育成するということが必要ではないかと思うのですけれども。ここにはちょっと抜け落ちているような気がするのですが。どうですかね。

委員長: 少しそこは言葉を補っていただくということで対応させていただいてよろしいですか。

事務局: はい、分かりました。

委員長: 他は、よろしゅうございますか。ではまた先ほどと同じで何かまた後でございました らお願いいたします。では、第6お願いいたします。

事務局: はい,第6 財務内容の改善に関する事項 1 経営機能の強化 診療報酬の改定や 患者の動向を見極め,迅速に情報の収集および分析をしたうえで,対応策を立案し,的 確な対応を行うこと。2 収益的収支の向上(1)病床利用率の向上や適正な診療収入 の確保,未収金の発生防止に努め,収益確保を図ること。また,人件費比率の目標管理,診療材料等の調達コストの縮減,後発医薬品の使用促進など費用の効率化を図ること。(2)自治体病院として担うべき政策医療の分野において,十分な努力を行ってもなお診療収入をもって充てることができない経費は,一般会計からの運営費交付金として市民の負担により賄われていることを十分認識したうえで,適切な運営費交付金を中期計画に計上するとともに,病院事業全体として効率的経営,収益的収支の向上に努め,自立した運営を図ること。3 安定した資金収支,資産の有効活用 計画的な資金管理,資産の有効活用に努めること。

委員長: はい,ありがとうございました。それではこの第6に関して,私の方からの質問なのですが,京都市として病院に出す運営交付金を削減するとか何かそういう話がないでしょうか。

事務局: ちょっと現段階では中々まだ言いづらい部分はありますけれども、その点は計画の段階で明確に数値としてまたお示しすることになろうかと思いますので。

委員長: ただお約束ですから、次の中期期間中は最初に4年なら4年後、この分ちゃんと出しますよっていう市が病院側にお約束しないと病院は契約違反だとかってなりますので、 そこのところは大丈夫なんですよね。

E委員: その関連ですけど、今ここに2番の(2)の上から3行目、適切な運営交付金を中期 計画に計上するとともに、この辺がね、果たしてある程度書けるんですか。ちょっと聞 きながら、この間、この辺についてのアピールが送って来ましたけど、それとの関連が あるかなと思ったりしてるんですけれど。

事務局: あくまでもやっぱり適切な本当に必要な運営交付金というのは計上せざるを得ないと思いますけれども、ここにも書いてますように、一方で、京都市が非常に財政が厳しい中で、結局その何が適切な額なのかという部分を今後はやはりきちんと精査をしていくことが必要になろうかと思いますので、そういった精査の作業を経た上で、計画の段階でおそらく具体的な数値をお示しして、また委員の先生方に議論して頂くことになろうかと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

E委員: それとの関連ですいません。第五の1の(2)のとこに電子カルテとか医療会計システムっていうこの辺の充実っていうので活用とかそういうものはある程度もう充実しているんでしょうか。具体的にあまり私知らないんですけど。その辺が無いとそういう計画というのは中々見通し、4年間の見通し、何年間の見通しっていうのはできないと思うんですけれどもその辺はどうなんですか?

事務局: そうですね。総合情報システム更新ということで、今その更新作業を病院の方で進め

ている所かと思いますけれども、やはりかなり資本投資をしてこういった施設整備をする訳ですので、こういったものを十分に活用して一方でその経費削減できる所は削減をして効率的な運営に努めたうえで、一方でその政策医療にかかるこの運営交付金をどうするかというのもやはり議論していくことになろうと思います。

E委員: すごく連動しているし、それから全国的なものとか地域的なものとの比較とかね、そういうものが今後具体的に色々出てくると思うんですけどね、色んな雑誌なんか見てると、電子カルテがある程度全国的に広がっていってる中で、大変比較しやすい情報、条件ができてきているという風なことを見たりするので、この辺がどの程度の充実されてるのかなっていうのがちょっと分からなかったので。

事務局: そうですね,はい。こういう電子カルテをはじめとするこの総合情報システム,これがどういうシステムで,これをどういう風に使うことでどれだけ効率化が図れるのか,そこら辺の詳細な話につきましても,今後計画の中で当然明らかにしていくべき話だろうと思いますので。

E委員: そうですよね。

事務局: はい,何卒よろしくお願いいたします。

委員長: 財務管理システムが上手く動くと節約出来るという話を聞きますので、それから経過 的に期待して書き込んでいただくということで。

事務局: そうですね,はい。

委員長: 京都市が夕張市のように破綻するということはまず無いでしょうから、次の4年間も 安定的にお金は来るんだろうとは思いますけれど。では第6の項目はよろしゅうござい ますでしょうか。はい、それでは第7、お願いいたします。

事務局: はい,第7 その他業務運営に関する重要事項 1 市立病院整備運営事業における PFI 手法の活用(1)事業を受託した株式会社 SPC 京都の総合的なマネジメントを活用 して効率的な病院運営を推進し、患者サービスの向上を図ること。(2)長期包括的に委託した事業形態を重視し、実施事業の点検と評価を適確に行うこと。2 関係機関との連携(1)保健福祉行政の実施に協力すること。(2)健康危機事案、地域保健の推進、救急搬送を担う京都市等の公的機関との連携を図ること。(3)医療専門職の養成機関による教育に積極的に協力すること。3 地球環境に配慮した持続可能な発展への貢献地球温暖化防止の為に必要な措置を講じるとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力すること。

委員長: はい,ありがとうございます。最後の第7でございますが,これに関してはいかがでしょうか。

B委員: はい、PFI は導入されてると思うのですが、この PFI 形式の株式会社、この周期的に 今4年間ということがありますけど、4年間このまた PFI のこの会社が入るっていうことなんですかね。

事務局: 18年間の長期の継続的な契約になっております。

B委員: そうですか。その間に見直しとかいうその所謂評価とかされながら、業者の評価をされながらまた次行くっていうことになるんですかね。18年間そのままでは無いと思うんですけど。色んな運用のことがありますから。

事務局: 相手としては18年間結局同じになりますけれども、当然中身につきましては見直すべき所は見直していくということになろうかとは思います。はい。

B委員: そこら辺はきっちり病院機構の方が多分監査といいますか, そういうことをしながら やっていかないといけないと思いますので。

事務局: はい。

委員長: 18年ですから結構長いですね。他はございますでしょうか。はい。

C委員: 関係機関との連携,これを見ていますとその行政的なものそれから公的機関と教育機関ですが、もっと広く保健・医療・福祉を担う関連する団体が、そういったあるいはどこも連携というのはここでは上がっていないような感じがしますが、これは公的病院として上手く行政を中心にということでこういう書き方になっているのか、どこかに含まれているのかちょっと教えていただきたいんですけど。

事務局: データの部分で保健・医療・福祉の連携を謳っていますので,ここはここのっていう 形で書かせていただいております。また計画の中に具体的には記載させていただきたい。

C委員: 全体でこれはその他ということで、どういう風に行政的なものとの連携を特にここに 挙げておられるということですか。

事務局: そういうことでございます。

C委員: 全体として私の言ったことは全てここに書かれているということで。

事務局: はい。

C委員: 分かりました。

E委員: 2の(3)の所の医療専門職の養成機関っていうのは具体的な学校とのことなんですか。それとも何かもっと違う意味があるのでしょうか。幅広くとか。

事務局: そうですね,ですが決してその特定の学校大学とかいうことではございませんので, この春隣に看護大学も開設されましたし,当然それ以外に色んな看護師保健師養成の専 門学校も沢山ございます。またそうした所に京都市補助金を交付して色んな助成活動を 行っている所ではありますけれども,そういったものを幅広く含めての話かと思ってお ります。

委員長: 今のC委員それから今のE委員の御質問に関して言えば、ここには制限列挙ではなくて、例えばということで書かれてあるという風に心で読んで頂ければ。

事務局: そうですね,はい。

委員長: よろしゅうございますか?それでは全体を通して御覧頂いて,何か御意見その他ございませんか。それでは大体この方向,細かな部分あるいは文言の修正ございました。これに関しては事務局と私に御一任いただきまして,修正部分,御説明部分はまた後ほど委員の皆様方に御説明するということでよろしゅうございますか?それを条件と致しまして,今般,今日の中期目標については大体の所で御了解いただいたということでありがとうございます。それでは細かな部分,留保いくつかございますが,全体としては御了承いただいたということで,妥当なものであるということで,この委員会としての意見を出したいと思いますがよろしゅうございますか。ありがとうございました。

地方独立行政法人制度は、大体10年、2004年ぐらいから構想を練って参りましたが基本的な状況と言いますと2つございましてですね、制度疲労としましてですね、

中々この難しい所があるんですが、一番難しいのは、一休さんのとんち話のようなです ね、絵に書いた屏風かなんかの虎を出して置いていく、出せと言ってる方がこういうふ うな委員会であったりする所で、出させられるとんちのある方が大変ご苦労されるとい う。それが日本全国で今起きている状況でございまして。アカウンタビリティ,説明責 任というのもございますが、ちょっとやりすぎると非常に大変な労力と手間がかかりま してですね、独立行政法人、病院ですがしばしそこのところはちょっと色々工夫が必要 だと思います。その工夫なんでございますが、これは是非中期計画を作る時に、お考え いただきたいんでございます。3つございましてですね、まず一つが中期計画を作られ る場合にはその中期計画の達成に関わる組織内部、病院の中の責任の所在をはっきりし ていただきたい。まず最高責任者、法人代表のことなんですが、しかしそういう風にし てしまうと今度は法人代表が大変になってしまいますので,なるべく組織的にきちんと 責任と権限とを明確にしていただく。合わせて2つめですが、出来る限り定量的な数値 目標っていうのが好まれます。ただしそれはですね、あまり具体的な数字ではなくて、 現状はこうで次の4年間にはこうしたい。4年経ったら後でなるほどこうなりましたね。 この感じでいっていただければですね、我々特に私のように医療の専門家ではない人間 にとっては非常に分かりがよくなるし、もちろん最終的に見る方々京都市民でございま すので、一般の市民の方にわかるように(中期計画を)書いていただかないといけない のかなということでございますので、なるべくその数字も数値指標もそういう一般の市 民方々を意識されていただきたい。どうしてもその数値的に難しい場合,いわゆる定性 指標なんですが、これも達成した状況が明確になるような形で書いていただくというこ とをお願いしたいと思います。これが2つめですね。3つめですが、この中期計画とい うのはできればその法人がどれぐらい質的に向上したのかということが,分かるような 書きぶりにしていただきたくてですね,これまたちょっと難しいお話で,医療の専門家 の方々であれば、お分かりになるような話だろうと思うのですが、我々素人に関しては 中々難しくてですね、言葉もよく分からない中でああそういうものなんですかってこと になっちゃうと一番困りますので、やっぱりその質的向上がありました、それはこうい う理由ですと。というこれが分かりやすくなるような形で中期計画を書かれる時から意 識されていただくととても助かるかなということです。是非よろしくお願いいたします。 本日はこれでよろしくお願いします。ではお願いします。

事務局: はい、どうもありがとうございました。この中期目標案につきましては、今後6月の下旬から約1ヶ月間、パブリックコメントを実施して参ります。市民の皆様方からまたご意見を募集いたします。次回でございますけれども、25年度の実績評価を行っていただきます。第3回の評価委員会の日程につきましては7月以降の開催となります。また日程調整をさせていただきます。続く第4回の評価委員会につきましても、医師会にこの次期の中期目標を議案として提案する関係上、遅くとも8月の上旬頃までには開催をさせていただきたいと考えております。日程調整をまたさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

委員長: 続いて最後になりますが、保健医療・介護担当局長から一言御挨拶をお願いいたします。

#### 【保健医療·介護担当局長挨拶】

委員長: それではここでちょっと議事録を整理して頂いて、法人側に是非一言ご感想をお願い いたします。

理事長: 前回に引き続きまして、色々貴重なご意見をいただきました。本日の御意見を基にで すね、やはり機構としての次期中期計画の策定を具体化作業をして参りたいと思ってお ります。例えば先月ではございますけれども、今後中期計画策定の中でこれははっきり させていきますし、また早く次期中期計画至るまでに取り組んでいかなければいけない 課題もございます。例えば4ページの多様なニーズへの対応、(6)のアという専門外来 という言葉がございますけれども、これは今回の医療制度改革あるいは診療報酬改訂で も示されておりますように、必ずしも専門外来っていうのは医師の外来だけではござい ません。看護師薬剤師その他あらゆる職種によって患者さんへの医療を支えていくこう いった専門外来ございますし、先ほど後段の所で出て参りました、医療専門職の養成機 関というのは,看護職だけではもちろんございません。これも医師をはじめとするあら ゆる医療関係専門職ということになって参りますので、こういった具体的な所も、今後 秋の計画策定の中でして参りたいと思います。何よりも私ども大事にしていきたい部分 は, 先ほど京都市立病院機構これは京都市立病院と京都市立京北病院, 機構全体の理念, 考え方を示したものでございます。過去、京都市立病院だけは京都市立京北病院に共通 した目標という理念、あるいは目標というものがございませんでした。こういったもの を共通化して参りたいと思います。あるいは、今年度当初定めました、個人情報保護に 関する規定、あるいは倫理方針に関する規定、あるいは先ほど欄に出ておりました、総 合情報システムの一体化、そういったことにも機構として取り組んでいく事項として入 って参りますので。やはり京都市民のために京都市立病院、京都市立京北病院がどうい った医療介護福祉の中で役割を果たしていけるかということを明示して参りたいと思い ます。ただ一点、在宅療養支援病院、これだけ具体的な形で目標に出ております。この 部分というのは,他の京都市内の地域と違って,京北地域には在宅療養支援病院の役割 を果たせる医療施設というのが皆無である。こういった意味で京都市立京北病院はその 役割を果たさなければいけない,これが使命であると思っております。こういったこと も含めまして、委員の皆様方からいただきました、貴重な御意見を基に、具体的な次期 中期計画の策定をして参りたいと思っております。どうもありがとうございました。

委員長: ありがとうございます。今のお話を伺いまして、少し評価がやり易くなったかなと思います。どうもありがとうございました。それでは本日の審議はこれで全て終了でございます。どうもご協力ありがとうございました。